

- ・ 熊本市生活保護業務における不適正事案に関する
検証委員会 委員 . . . 1
- ・ 熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく
市長の附属機関を定める規則 . . . 2
- ・ 熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証
委員会運営要綱 . . . 4
- ・ 熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証
委員会傍聴要領 . . . 6

熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会

委 員

氏 名	所 属	分 野
藤井 祥子	熊本県弁護士会	弁護士
樋口 信夫	日本公認会計士協会 南九州会	公認会計士
石橋 敏郎	熊本県立大学 名誉教授	学識経験者
堀端 裕	元熊本県職員	行政経験者
和田 登志子	熊本県臨床心理士・ 公認心理師協会	臨床心理士かつ 公認心理師

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則

平成29年1月27日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第2条第2項の規定に基づき、市長の附属機関を設置するため必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づき市長が設置する附属機関の名称、設置目的及び設置期間は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関については、別表に掲げる設置期間を更新し、又は設置期間の末日をその初日から起算して1年を経過した日以後に変更することができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月16日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年10月24日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月25日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月27日規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月16日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月22日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月26日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年1月31日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月24日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年6月30日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年9月23日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年11月9日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第35号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月7日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年6月25日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年7月30日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月14日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年5月27日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年6月17日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月15日規則第14号)

別表(第2条関係)

(平29規則3・平29規則62・平29規則74・平30規則83・令元規則13・
令元規則14・令元規則40・令2規則5・令2規則15・令2規則38・令2規
則65・令2規則77・令2規則78・令3規則35・令3規則51・令3規則
54・令3規則60・令4規則11・令4規則38・令4規則41・令5規則14・
一部改正)

名称	設置目的	設置期間
川尻地区観光プロモーション動画制作・発信業務受託事業者選考委員会	川尻地区観光プロモーション動画制作・発信業務に係る受託事業者の選考について審議する。	令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
唐人町通りの再整備に向けた社会実験及び修正設計業務受託事業者選考委員会	唐人町通りの再整備に向けた社会実験及び修正設計業務に係る受託事業者の選考について審議する。	令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会	本市の保護課業務で発生した不適正な事案について、当該事案を検証するとともに、再発防止策を検討する。	令和5年3月22日から同年12月31日まで

熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会運営要綱

制定 令和5年3月16日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則第2条第1項別表に定める熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 熊本市生活保護業務に関する適正化推進会議による調査結果を基に、不適正事案に対する検証
- (2) 検証結果を基に、再発防止策の提言
- (3) 前2号のほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、5名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 公認会計士
- (3) 学識経験者
- (4) 行政経験者
- (5) 臨床心理士かつ公認心理師

(任期)

第4条 前条の委員の任期については、第2条に定める所掌事務を終えるまでとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は委員会を統括する。
- 3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは出席した委員のうちから互選された者が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に該当する事項を検討する場合等、会長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開しないことができる。
- 4 やむを得ない理由で会議の招集ができないと会長が認める場合は、書面又はイ

インターネットに接続された端末を利用して行う方法により会議を開くことができる。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる

(調査検討結果の報告)

第9条 第2条の規定による検証及び再発防止策の提言を行う時は、委員会はその結果について報告書を作成し、会議の議決を経て、市長へ提出しなければならない。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第11条 委員会の庶務は健康福祉局福祉部保護管理援護課にて行う。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行し、本委員会の終了をもって廃止する。

熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会傍聴要領

制定 令和5年3月17日 保護管理援護課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。

(2) 酒気を帯びていると認められる者。

(3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

第4条 熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会長は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に該当する事項を検討する場合等、会長が必要と認めるときは、会議の中途であっても委員会に諮って会議を非公開とすることができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。

(3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 会長の指示に反する行為をしないこと。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

(別紙様式)

年 月 日

傍聴券

No. _____

※本傍聴券は、当日に限り有効です。

※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会】